

# 京丹後市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング

1. 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度	2
2. 有識者ヒアリング実施状況	25
3. 合意形成（住民アンケート）結果	26
4. 課題整理・今後の実施内容	27

国際航業株式会社

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 前回の振り返り

収集した情報毎に地図を作成し、それらを重ね合わせるによりエリア設定を行い、積極的に事業を推進するエリアと自然環境等の保全のために事業を抑制するエリア等に区分

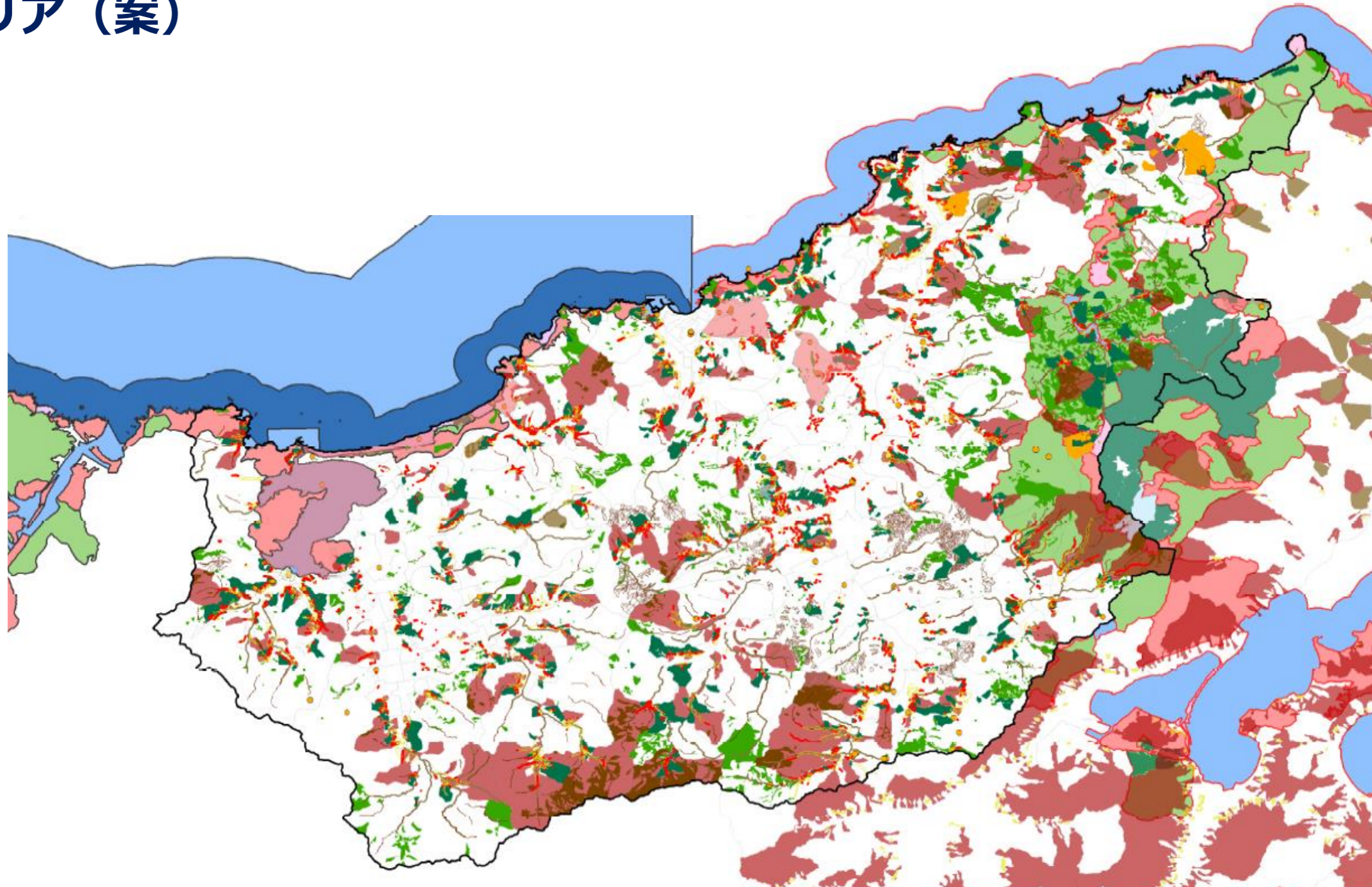
エリア	区分の考え方
保全エリア	環境保全等の法令等により事業実施に大きな制約がある又は重大な事業実施による環境影響が懸念される等により保全すべきと判断されるエリア
調整エリア	保全エリア及び候補促進エリア（導入可能性検討エリア含む）以外のエリアであり、再エネ施設の導入に対して何らかの課題が存在すると判断されるエリア
促進候補エリア	環境影響等が比較的小さく、その他課題等も比較的少ないエリアであり、今後、事業性等を踏まえて導入可能性検討エリアとして指定を検討していくエリア
導入可能性検討エリア (促進区域案)	促進候補エリア内においても、地域の合意形成が得られ、実際に事業化の計画が検討されており、今後は事業実施を具体的に検討していくべきエリア



図 ゾーニング対象範囲

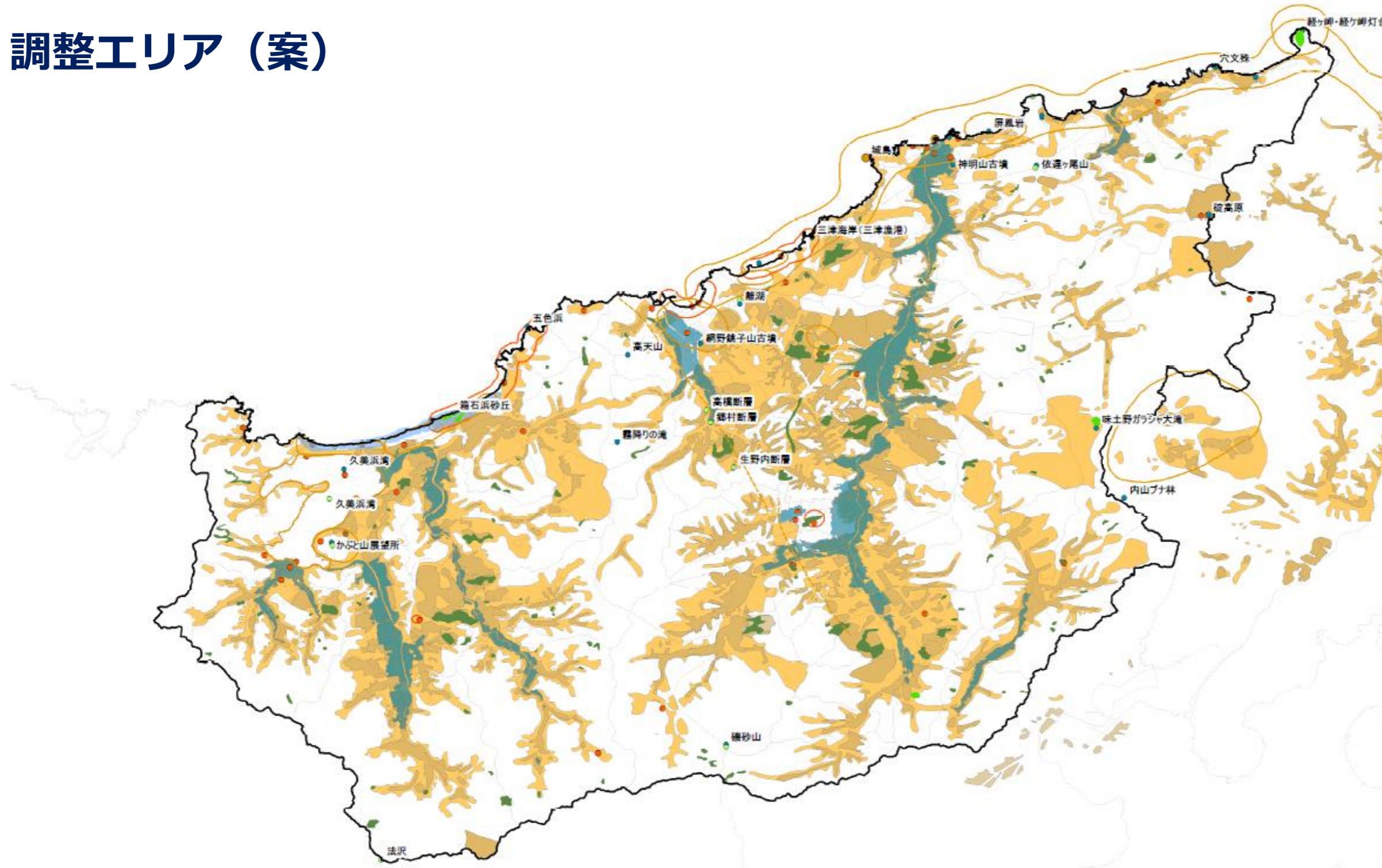
前回協議会にて案を提示

## 保全エリア（案）



# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 調整エリア (案)



# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 制度の背景・趣旨

- 国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること（2050年カーボンニュートラル）を宣言
- その実現に向けては、地域資源を活用した**再生可能エネルギーの最大限の導入**が不可欠
- 他方で、再エネの導入の課題としては、生活環境・自然環境への影響やその懸念に起因するものもある



### 『改正温対法』（2022年4月 施行）

- ・円滑な合意形成を図りながら適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図るため**地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度**を導入
- ・市町村は、地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定する場合、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を定めるよう努める



- 市町村が再生可能エネルギー事業の「促進区域」を設定可能とする制度
- 国が定める基準のほか、都道府県が基準を定めている場合には、当該基準に従って設置



国や都道府県が策定する環境保全に係るルールに則って、市町村が促進区域等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促す『**ポジティブゾーニング**』の仕組み

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 制度の概要

<p>1. 国の環境保全に係る基準の設定 (促進区域設定に係る環境省令)</p>	<p>その他のエリア</p>	<p>市町村が考慮すべき区域・事項</p>	<p>除外すべき区域</p>
<p>2. 都道府県基準の設定</p>	<p>都道府県</p> <p>その他のエリア</p>	<p>市町村が考慮すべき区域・事項</p>	<p>除外すべき区域</p>
<p>3. <u>促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定</u></p>	<p>市町村</p> <p>＜地方公共団体実行計画＞ 促進区域・地域の環境の保全のための取組等</p>	<p>・協議会等での協議</p>	
<p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定</p>	<p>事業者</p> <p>＜地域脱炭素化促進事業計画＞</p> <p>地域脱炭素化促進施設の整備</p> <p>地域の脱炭素化のための取組</p>		
<p>5. 地域脱炭素化促進事業の認定</p>	<p>市町村</p> <p>地域の環境の保全のための取組</p> <p>地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p>	<p>・協議会等での協議</p> <p>・ワンストップ化特例</p> <p>・アセス配慮書省略</p>	

出典：環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）をもとに作成

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 国が定める環境保全に係る基準（国基準）

環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして促進区域設定に係る環境省令において定める基準  
 全国一律の基準として、市町村が促進区域を設定する際に遵守すべき基準  
 都道府県基準を定める場合も、環境省令において定める基準に即して定める必要がある。

促進区域から除外すべき区域		市町村が考慮すべき区域・事項※		
原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	自然環境保全法	区域	国立公園、国定公園 (左表①以外)	自然公園法
国立/国定公園の特別保護地区・海域公園地区・第1種特別地域(①)	自然公園法		生息地等保護区の監視地区	種の保存法
国指定鳥獣保護区の特別保護地区	鳥獣保護管理法		砂防指定地	砂防法
生息地等保護区の管理地区	種の保存法		地すべり防止区域	地滑防止法
			急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法
		事項	保安林であって環境の保全に関するもの	森林法
			国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	種の保存法
			騒音その他生活環境への支障	—

※ 促進区域に含む場合には、指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域/促進区域の設定の際に、環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項

出典：環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

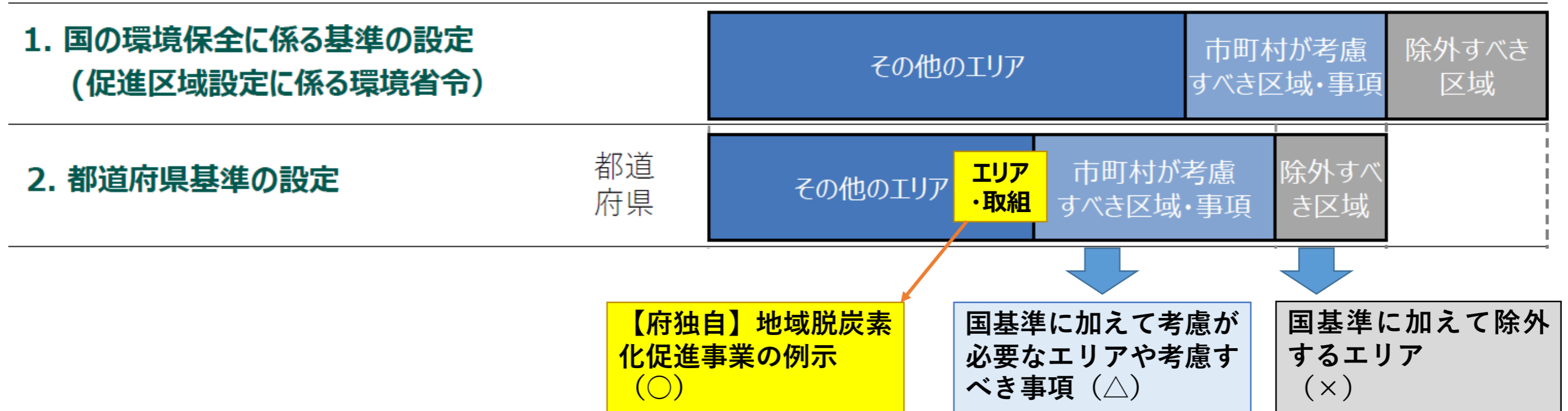
## 都道府県基準（京都府）

改正省令では、再エネ施設の種類毎に以下の環境配慮事項を都道府県基準として定めることとされている。

- ① 促進区域に含めない区域
- ② 促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項（配慮すべきエリアや配慮すべき事項）
- ③ 促進区域の設定に当たって収集すべき情報及びその収集方法

上記の基準に加えて、市町村が地域脱炭素化促進事業を積極的に促進するためにも、**促進区域設定に当たって望ましいエリアや好事例も温対計画に位置付ける**こととする。

- ④ 促進区域として設定を特に推奨するエリア
- ⑤ 地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献することが期待される地域脱炭素化促進事業



出典：促進区域に係る都道府県基準について(令和4年8月1日、府脱炭素社会推進課環境管理課) をもとに作成



# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 都道府県基準（京都府）

【促進区域に含めることが適切でないと認められる区域：太陽光発電設備】

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でない と認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林</li> <li>・海岸保全区域</li> <li>・河川区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法</li> <li>・海岸法</li> <li>・河川法</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区</li> <li>・京都府指定鳥獣保護区</li> <li>・生息地等保護区</li> <li>・生息地等保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</li> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区</li> <li>・生息地等保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例</li> </ul>
地域を特徴付ける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域及び歴史的自 然環境保全地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府環境を守り育てる条例</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でない と認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園及び国定公園の特別地域</li> <li>・府立自然公園の特別地域</li> <li>・保安林（風致保安林）</li> <li>・近郊緑地特別保全地区</li> <li>・近郊緑地保全区域</li> <li>・特別緑地保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法</li> <li>・京都府立自然公園条例</li> <li>・森林法</li> <li>・近畿圏の保全区域の整備に関する法律</li> <li>・近畿圏の保全区域の整備に関する法律</li> <li>・都市緑地法</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林（保健保安林、風致保安林）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地法</li> </ul>

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 都道府県基準（京都府）



【促進区域に含めることが適切でないと認められる区域：風力発電設備】

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林</li> <li>・海岸保全区域</li> <li>・河川区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法</li> <li>・海岸法</li> <li>・河川法</li> </ul>
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区</li> <li>・京都府指定鳥獣保護区</li> <li>・生息地等保護区</li> <li>・生息地等保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</li> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</li> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例</li> </ul>
植物の重要な種及び重要な群落への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息地等保護区</li> <li>・生息地等保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</li> <li>・京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例</li> </ul>
地域を特徴付ける生態系への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府環境を守り育てる条例</li> </ul>

環境配慮事項	促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	区域等の設定根拠
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園及び国定公園の特別地域</li> <li>・府立自然公園の特別地域</li> <li>・保安林（風致保安林）</li> <li>・風致地区</li> <li>・近郊緑地特別保全地区</li> <li>・近郊緑地保全区域</li> <li>・特別緑地保全地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然公園法</li> <li>・京都府立自然公園条例</li> <li>・森林法</li> <li>・都市計画法</li> <li>・近畿圏の保全区域の整備に関する法律</li> <li>・近畿圏の保全区域の整備に関する法律</li> <li>・都市緑地法</li> </ul>
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林（保健保安林、風致保安林）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地法</li> </ul>

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 都道府県基準（京都府）

太陽光発電 		風力発電 	
環境配慮事項の区分	環境配慮事項	環境配慮事項の区分	環境配慮事項
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	騒音による影響
	水の濁りによる影響		重要な地形及び地質への影響
	重要な地形及び地質への影響		土地の安定性への影響
	土地の安定性への影響		風車の影による影響
	反射光による影響		植物の重要な種及び重要な群落への影響
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響
	植物の重要な種および重要な群落への影響		地域を特徴づける生態系への影響
	地域を特徴づける生態系への影響		
人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	人と自然との豊かな触れ合いの確保	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響
	主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響		主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
その他	その他都道府県が発電施設の特徴、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項	その他	その他都道府県が発電施設の特徴、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

出典：環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 都道府県基準（京都府）

【考慮を要する区域・事項等（一部）】

環境配慮事項	考慮に当たって収集すべき情報	①「区域設定」に当たっての考え方	②「事業計画認定」に当たっての考え方	情報の収集方法
土地の安定性への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地（砂防法）</li> <li>・地すべり防止区域（地すべり等防止法）</li> <li>・急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）</li> <li>・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域やその周辺を極力避けること。</li> <li>・当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画地、その周辺又は下流域に急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が発生するおそれのある地域が存在する場合は、必要な調査、検討及び措置を行い、土地の安定性への影響を回避又は極力低減すること。</li> </ul> <p>＜必要な措置の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 土地の傾斜の状況等を考慮の上で、関係設備の設置範囲等を定める。</li> <li>➢ 地盤の特性や過去の土砂災害の発生状況等を踏まえ、土砂の崩落及び流出の可能性が高い箇所の改変を避ける。</li> <li>➢ 軟弱な地盤には、土壌改良を行う。</li> <li>➢ 必要な箇所に沈砂池や土砂流出防止柵等を設置する。</li> <li>➢ 沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を定期的に確認し、適切に維持管理する。</li> <li>➢ 降雨後に沈砂池の土壌堆積状況、沈砂池排水口の洗掘状況等を適宜確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府土木事務所、広域振興局、林務事務所に確認</li> <li>・京都府HP</li> </ul>

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 都道府県基準（京都府）

### 【地域脱炭素化促進事業の例示】

促進区域の候補となる具体的なエリア	区域設定に当たっての限定条件（例示）
営農地	再エネ事業を実施しながら下部の農地で適切に営農を継続すること
再生利用が可能な荒廃農地	再度営農を行うことができる農地であること。農地として再生した上で再エネ事業を実施しながら下部の農地で適切に営農を継続すること
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	原野化が進むなど、今後の営農が不可能と見込まれる農地であること
廃棄物最終処分場跡地	市町村等が管理する最終処分場の跡地であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃止手続がなされたものであること
農業用ため池	ため池管理保全法に基づき適正に管理されたものであること
市町村等の有する遊休地	公共施設へ電源の供給を行うこと
市町村の管理する駐車場	公共施設へ電源の供給を行うこと
企業等の工場跡地	—
商業施設、企業等の駐車場	—
道路・SA・PA・IC・トンネル坑口、線路等の法面	交通への支障がなく、強固な架台の設置や構造物の補強を行うこと
再エネ事業の跡地	既存施設がある場合は、既存施設のリプレイスにより環境負荷の低減等を図ること

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 都道府県基準（京都府）

### 【地域脱炭素化促進事業の例示】

促進区域の候補となる具体的なエリア	想定される地域経済・社会の持続的発展への貢献（例示）
営農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>高収益型農業の拡大による地元の農業従事者の安定収益確保・雇用創出や人材の育成</li> <li>災害時の地域への電力供給</li> </ul>
再生利用が可能な荒廃農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>
再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>原野化した荒廃農地の再エネ整備による獣害対策</li> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>
廃棄物最終処分場跡地	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>
農業用ため池	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> <li>ため池の藻類・水草等の異常発生や水分蒸発の抑制による農業用水の安定的な確保</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>
市町村等の有する遊休地	
市町村の管理する駐車場	
企業等の工場跡地	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の地域への電力供給</li> <li>売電収入による地域貢献</li> </ul>
商業施設、企業等の駐車場	
道路・SA・PA・IC・トンネル坑口、線路等の法面	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギーの地産地消による地域内経済循環への貢献</li> <li>再エネ事業の継続実施</li> </ul>
再エネ事業の跡地	

出典：京都府地球温暖化対策推進計画の改定（中間案）

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 市町村における促進区域の設定

<p>1. 国の環境保全に係る基準の設定 (促進区域設定に係る環境省令)</p>	<p>その他のエリア</p>	<p>市町村が考慮すべき区域・事項</p>	<p>除外すべき区域</p>
<p>2. 都道府県基準の設定</p>	<p>都道府県 その他のエリア</p>	<p>市町村が考慮すべき区域・事項</p>	<p>除外すべき区域</p>
<p>3. <u>促進区域・地域の環境の保全のための取組等の設定</u></p>	<p>市町村  <b>&lt;地方公共団体実行計画&gt;                  促進区域・地域の環境の保全のための取組等</b></p>	<p>・協議会等での協議</p>	
<p>4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定</p>	<p>事業者  <b>&lt;地域脱炭素化促進事業計画&gt;</b>                  地域脱炭素化促進施設の整備                  地域の脱炭素化のための取組</p>		
<p>5. 地域脱炭素化促進事業の認定</p>	<p>市町村                  地域の環境の保全のための取組                  地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組</p>	<p>・協議会等での協議                  ・ワンストップ化特例                  ・アセス配慮書省略</p>	

出典：環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）をもとに作成

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 市町村における促進区域の設定

## ＜地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項＞

①地域脱炭素化促進事業の目標	地方公共団体実行計画における再エネ目標等を達成すべく、地域脱炭素化促進事業を計画的に推進するために設定する目標を定める。
②地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	地域脱炭素化促進事業を推進するため、促進区域設定に係る環境省令に従い、都道府県基準に基づいて、市町村が促進区域を定める。本区域内での事業が特例等の対象となる。
③促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	再エネポテンシャルや、地域の自然的社会的条件等に応じて設定する、再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設の種類及び規模。 再エネの種別ごとに設定することが望ましい。
④地域の脱炭素化のための取組	地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、地域の脱炭素化に貢献する取組の方針を定める。 本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行う。
⑤地域の環境保全のための取組	促進区域の設定に当たって、促進区域から除外する程度ではないが、事業の実施に当たって環境保全上の支障を及ぼすおそれがないようにするために必要な措置がある場合や地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な措置がある場合に、地域脱炭素化促進事業に求める環境の保全のための措置の方針を定める。 本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行う。
⑥地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	地域全体の将来像を踏まえ、脱炭素社会の実現に加え、SDGs（持続可能な開発目標）の達成や第5次環境基本計画に位置づけられた「地域循環共生圏」の構築といったことも念頭に置いて検討し、地域の活性化や災害時のエネルギー確保など地域課題の解決に貢献する取組の方針を定める。 本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行う。



## 市町村における促進区域の設定

＜促進区域の抽出方法＞

類型	具体的な内容
1)広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
2)地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成やPPA※普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
3)公有地・公共施設活用品	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
4)事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

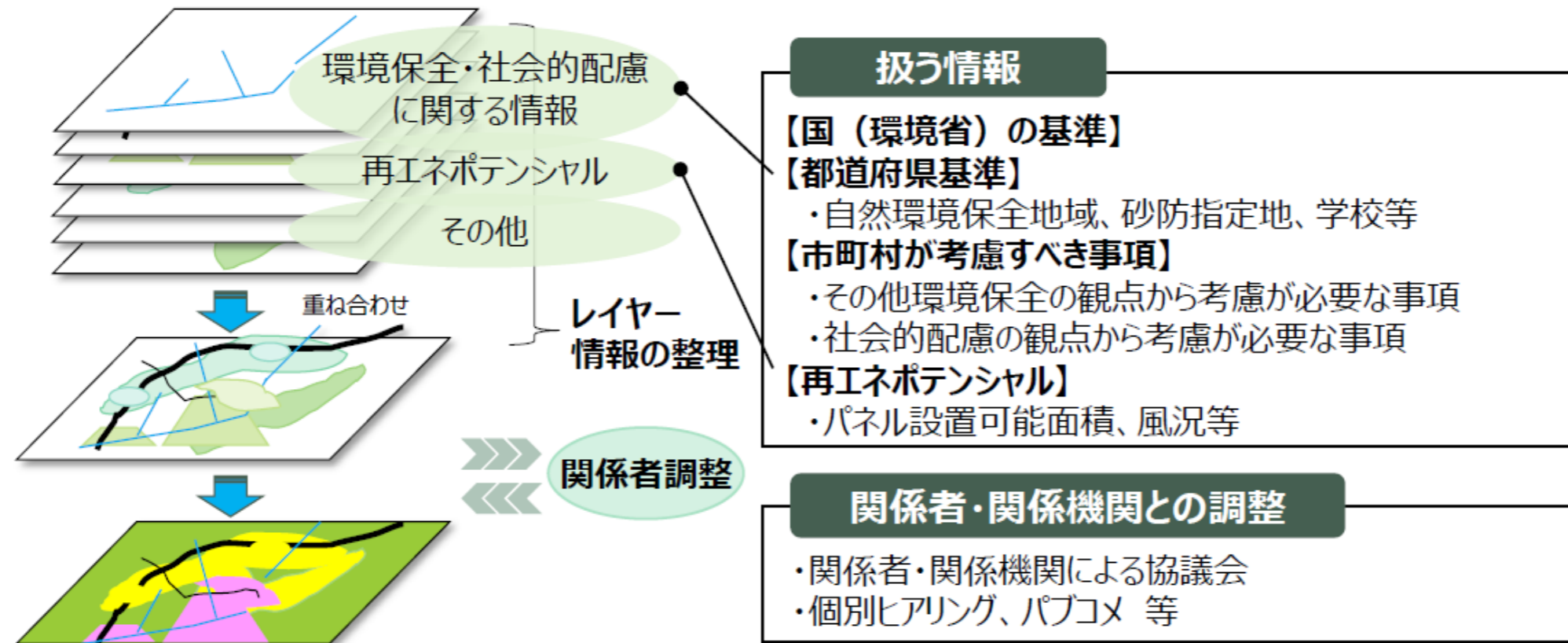
※PPA：Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称です。オンサイトPPAモデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等があります。

出典：環境省 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第2版）

## 市町村における促進区域の設定

<広域的ゾーニング型>

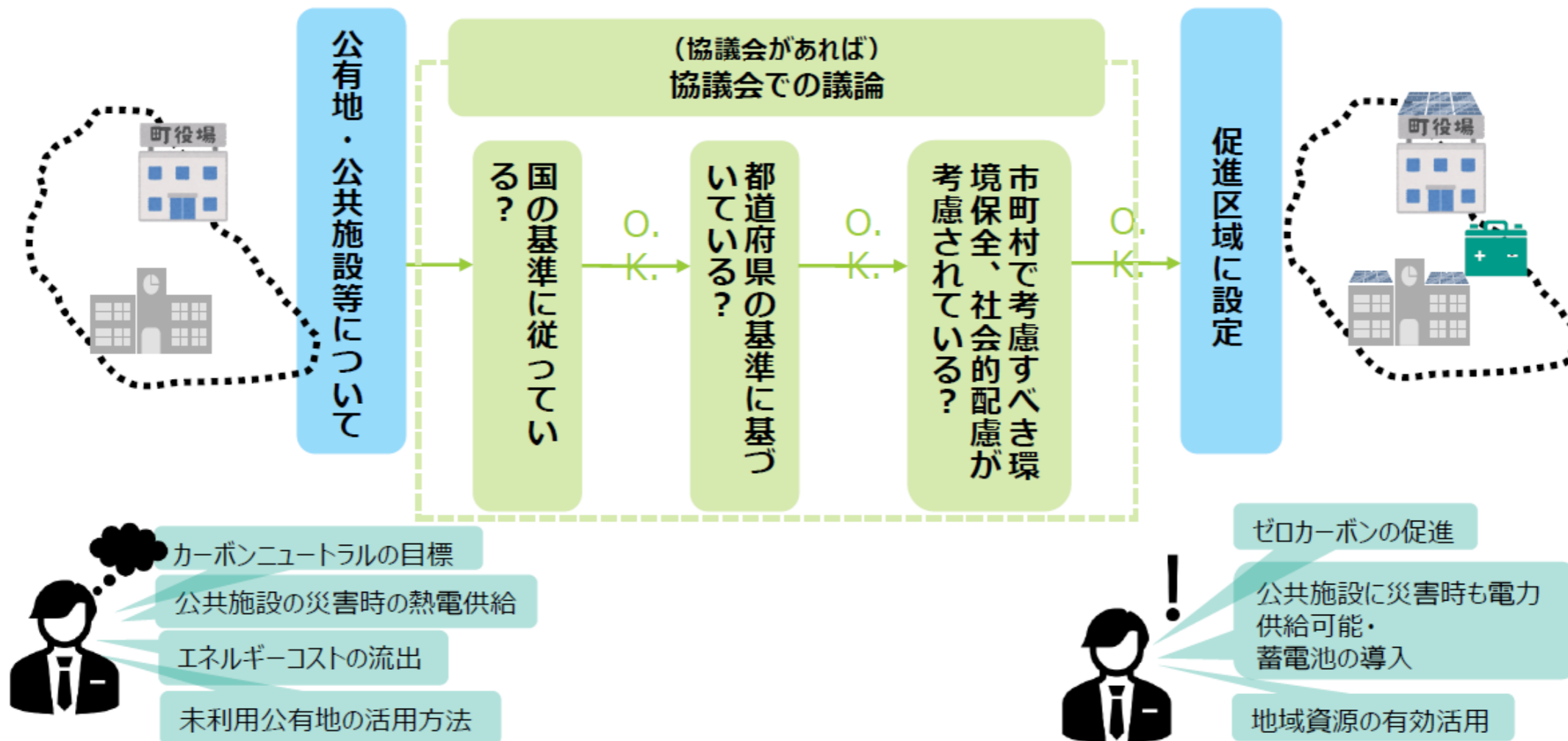
- ・ 地域脱炭素化促進事業の促進に当たっては、土地利用やインフラの在り方も含め、長期的に望ましい地域の絵姿を検討すること、すなわち、まちづくりの一環として取り組むことが重要であることなどから、広域で検討する「**広域的ゾーニング型**」が**理想的な考え方**です。
- ・ 広域的ゾーニングでは、**市町村全体もしくは一部（広域）を対象**として、国・都道府県基準、市町村として環境保全、社会的配慮が必要なエリア等を**重ね合わせ**ます。
- ・ 関係機関等との調整を踏まえ、再エネ導入に問題の無い適地を**促進区域として設定**します。



## 市町村における促進区域の設定

<広域的ゾーニング型以外>

- ・まずは短・中期的な再エネ導入促進の観点から、環境配慮や合意形成が円滑に図られやすい「**公有地・公共施設**」や「**地区・街区単位**」の洗い出しから始め、段階的に取り組み、**より早期に促進区域を抽出**し、積極的に再エネ導入を図ることも期待されます。



## 市町村における促進区域の設定

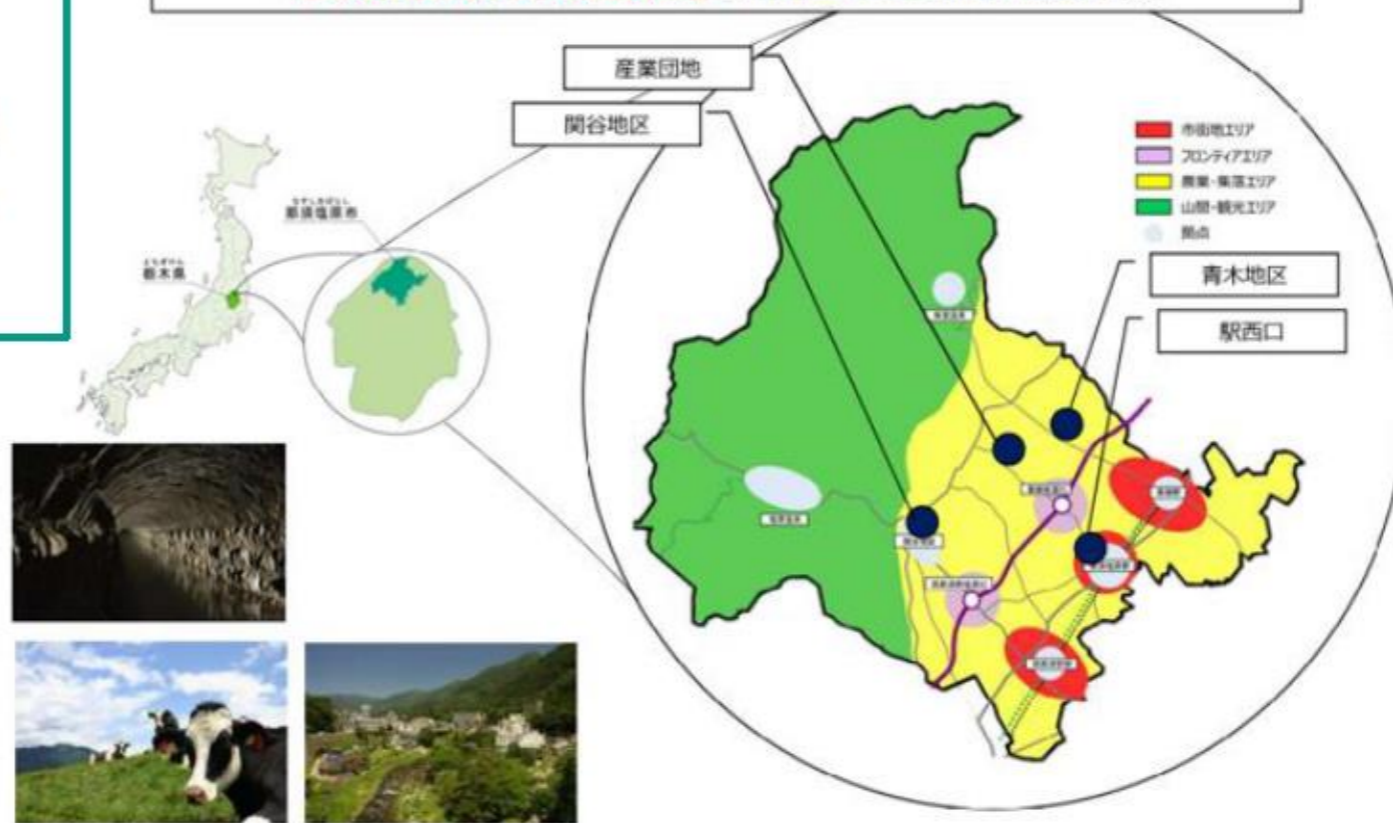
〈地区・街区指定型〉

### 地区・街区指定型

- スマートコミュニティの形成等を行う地区・街区のように、再生エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。

参考となり得る事例 那須塩原市（小水力・バイオマス・太陽光等）

2050年までに「CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロ」を宣言した本市において、脱炭素社会実現に向けた取組に資することを目的として、**地域特性の異なる4つの地域を選定し、ゼロカーボン街区の導入を検討した。**



## 市町村における促進区域の設定

＜公有地・公共施設活用型＞

### 公有地・公共施設活用型

- 地方公共団体の所有する公有地や公共施設を活用して、再エネの設置を促進するエリアを促進区域として設定します。

### 参考となり得る事例① 所沢市（太陽光）

調整池に水上太陽光を設置



### 参考となり得る事例② 横浜市（太陽光）

小中学校65校を対象に、再エネを地産地消し、平常時の温室効果ガス排出を抑制すると同時に、非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用

## 市町村における促進区域の設定

＜事業者提案型＞

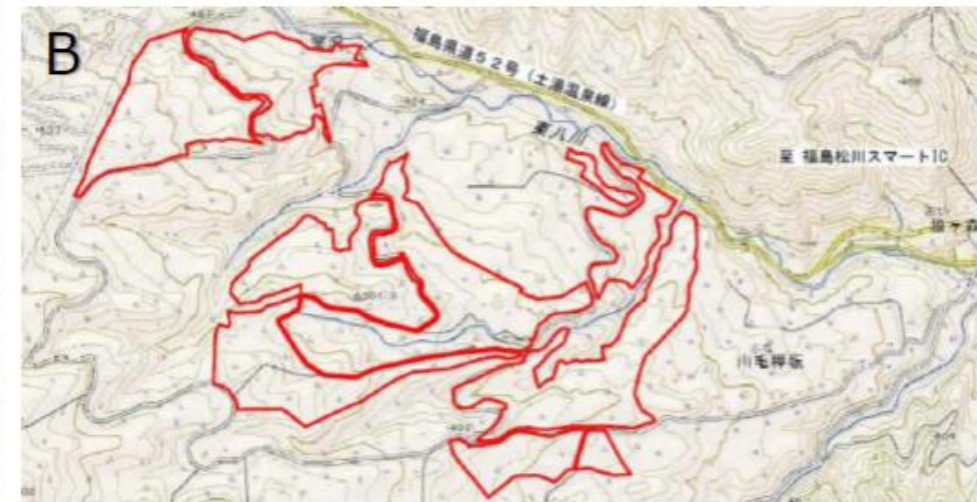
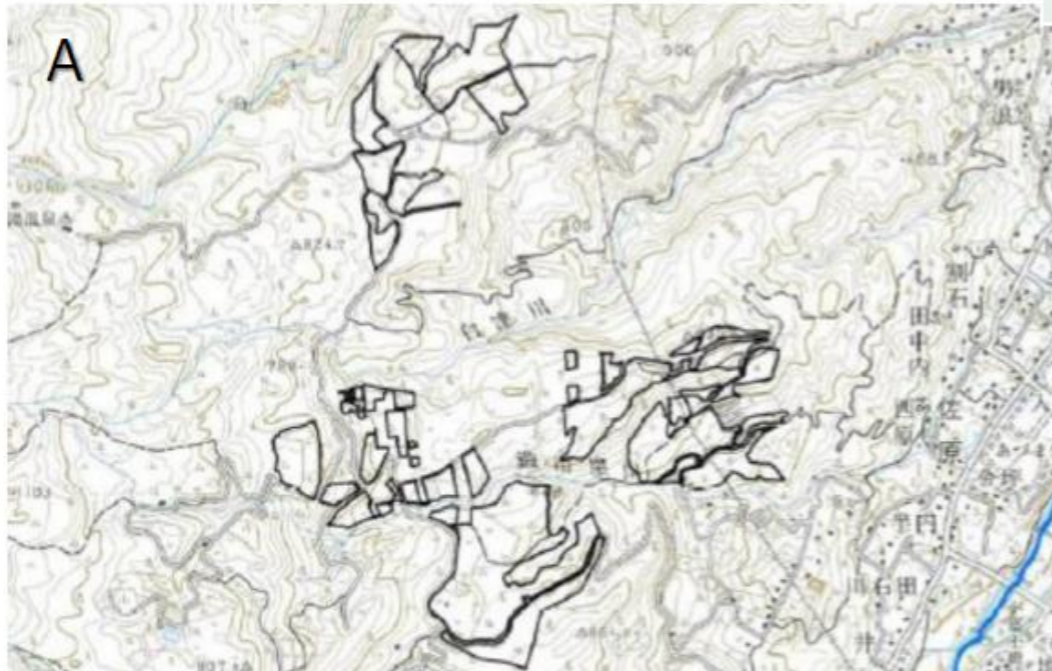
### 事業者提案型

- 民間提案による個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

### 参考となり得る事例 福島市（太陽光）

「福島市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画」において、民間発電事業者の事業計画主導で、太陽光発電設備の整備を促進する区域を設定

地区	種類	規模	面積
A	太陽光発電	交流約80,000 k W	186ha
B	太陽光発電	交流約29,700 k W	93ha

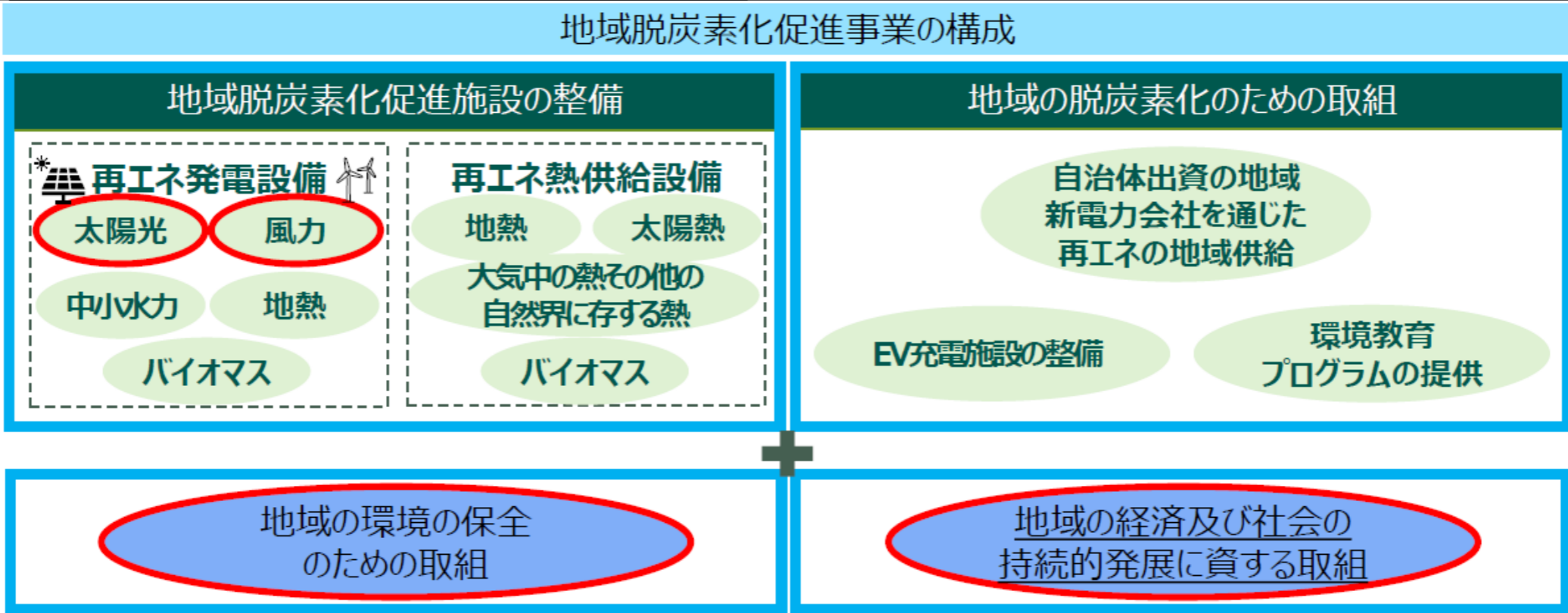


# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 市町村（地域脱炭素化促進事業に関する事項）

再生エネルギーポテンシャルや、地域の自然的社会的条件等に応じて設定する、再生エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設の種類の種類及び規模。再生エネルギーの種類ごとに設定することが望ましい。

地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、地域の脱炭素化に貢献する取組の方針を定める。



促進区域の設定に当たって、促進区域から除外する程度ではないが、事業の実施に当たって環境保全上の支障を及ぼすおそれがないようにするために必要な措置がある場合や地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な措置がある場合に、地域脱炭素化促進事業に求める環境の保全のための措置の方針を定める。

- 地域経済への貢献（例）**
- 域内への安価な再生エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
  - 地元の事業者・地域金融機関などの事業主体・ファイナンス主体としての参画を行う取組
- 地域における社会的課題の解決（例）**
- 非常時の災害用電源としての活用、EVシェアリングの導入など他の政策分野の課題解決にも活かす取組

本方針に基づき、事業者が地域脱炭素化促進事業計画の策定を行う。

# 地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度

## 地方公共団体と地域、事業者におけるメリット

- 地域脱炭素化促進事業に関する制度は、円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再エネ事業の導入を促進するもの。**地域主導で地域と共生し、地域に裨益する再エネ事業を誘致することができる**という点が、この制度の大きなメリットとなる。
- 事業者にとって、あらかじめ、市町村において協議会等を通じ地域の合意形成を図りつつ、促進区域等が設定されていることにより、事業の候補地や配慮・調整が必要な課題の見える化がなされ、実施する事業の予見可能性が高まること**が**メリットとしてあげられる。
- 促進区域内で行われる「地域脱炭素化促進事業（再エネ設備等の設置事業）」は、市町村の計画認定を受けることが可能。認定を受けた事業は、**環境影響評価法に基づく環境アセスメントの配慮書の手続省略等の特例措置の対象**となる。



出典：環境省地方公共団体実行計画（区域施策編策定）策定・実施 マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）

### 【事業者向け】環境省補助対象事業選定における優先採択、加点措置

環境省補助事業の種類によっては、地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域で実施する事業は、補助対象事業選定において優先採択や加点措置を受けることができる。（例）令和3年度(補正予算)／令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金



# 有識者ヒアリング実施状況

- 既存資料調査で収集しきれない情報を有識者にヒアリングする。なお、次年度も継続予定。
- 現時点で、以下のヒアリングを実施済み。

ヒアリング実施日	ヒアリング項目	ヒアリング先	ヒアリング内容
2022/11/24	魚類	京丹後市の漁業協同組合①	魚類の生息情報等
2022/11/24	魚類	京丹後市の漁業協同組合②	魚類の生息情報等
2022/11/24	景観	京丹後市観光公社	主要な観光地等について資料紹介
2022/11/25	魚類	京丹後市在住 魚類有識者	魚類の生息情報等
2022/11/28	両生類	大学准教授	両生類（特にアベサンショウウオ）の生息情報等
2022/12/7	哺乳類	大学名誉教授	哺乳類（特にコウモリ類）の生息情報等
2022/12/9	植物	京丹後市在住 植物有識者	植物の生育情報等
2022/12/19	植物	大学名誉教授	植物の生育情報等
2022/12/20	鳥類	日本野鳥の会京都支部	鳥類の生息情報等
2023/1/20	鳥類	元大学研究員 鳥類有識者	鳥類の生息情報等
2023/1/24	鳥類	博物館研究員 鳥類有識者	鳥類の生息情報等

市の脱炭素化の取り組みや再生可能エネルギーに関する意識・意見を聞き、ゾーニング調査の基礎資料として活用する。

## （1）調査対象

- 京丹後市に在住の18歳以上の成人1,000人を無作為抽出

## （2）調査期間

- 令和5年1月31日締め切り

## （3）調査内容

- I. 市の脱炭素化や再生可能エネルギーに関する取り組みについて
- II. 太陽光発電に対する印象やイメージに関して
- III. 農地の有効利用に関する事項について
- IV. 風力発電に対する印象やイメージに関して
- V. 市の脱炭素化を実現するための取り組み等に関する意見

## 今回設定したエリアと、国、京都府基準との関係

	国基準	京都府基準	ゾーニングマップ案
国立および国定公園 (特別保護地区・海域公園地区 ・第1種特別地域)	促進区域から 除外すべき区域	—	保全エリア
国立および国定公園 (第1種・第2種特別地域)	市町村が考慮すべき区域	促進区域に含めることが 適切でない区域	保全エリア
京都府自然環境保全地域 京都府歴史的な自然環境保全地域	—	促進区域に含めることが 適切でない区域	保全エリア
コウノトリの飛来情報	市町村が考慮すべき事項 (国内希少野生動物種の 生息・生育への支障)	考慮を要する区域・事項等 (種の生息地やその周辺を 極力避けること) ※	保全エリア
巨樹・巨木林	—	考慮を要する区域・事項等 (巨樹・巨木林やその周辺 を極力避けること) ※	保全エリア

## 今回設定したエリアと、国、京都府基準との関係

	国基準	京都府基準	ゾーニングマップ案
砂防指定地 (砂防法)	市町村が考慮すべき区域	考慮を要する区域・事項 (当該区域やその周辺を 極力避けること) ※	保全エリア
地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	市町村が考慮すべき区域	考慮を要する区域・事項 (当該区域やその周辺を 極力避けること) ※	保全エリア
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の 防止に関する法律)	市町村が考慮すべき区域	考慮を要する区域・事項 (当該区域やその周辺を 極力避けること) ※	保全エリア
土砂災害特別警戒区域(土砂災 害警戒区域等における土砂対策 の推進に関する法律)		考慮を要する区域・事項 (当該区域やその周辺を 極力避けること) ※	保全エリア

※当該地域を促進区域に設定する場合は、その設定に当たり、事業計画の認定時に求められる地域の環境の保全のための取組の実施について、その可否を検討すること。

## 令和4年度

- ゾーニングマップ案の作成（保全エリア、調整エリア、促進候補エリア）
- 京都府「促進進区域の設定に関する環境配慮基準」（確定版）との整合性確認

## 令和5年度

- 事業者意向調査、個別ヒアリングの実施 ⇒**促進候補エリア内より導入可能性検討エリアを抽出するための意向確認**

### 【導入可能性検討エリアの設定】

未利用地（再生利用が可能な荒廃農地、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地、廃棄物最終処分場跡地、市が所有する遊休地、事業者提案型の未利用地等）を中心に検討

- 事業実施の可能性が高い導入可能性検討エリア（3箇所程度想定）での追加的な環境調査等 ⇒モデルエリアにおける環境配慮事項の検証。事業実施による影響を把握する。
- 地域脱炭素化促進事業に関する事項の検討、促進区域案の設定、住民説明会の実施